
○議長（土屋清武君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時50分）

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第7、議案第1号 松崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第1号 松崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の制定について。

詳細は担当から申し上げます。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） いま、課長の説明がありましたけれども、これは介護の関係が県から町に・・・、移譲されて、町の管理の中で行われる、その条例の制定ということで間違いないですか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 先ほども説明の中で申し上げましたが、平成30年度から権限移譲によりまして、居宅介護支援事業所の指定、監督、そういった権限が市町に移譲されることになります。その関係から、現在静岡県条例でこのような条例を定めているわけですが、それが無効となりますので、当町においてこういった条例を定める必要があるものですので、今回上程をさせていただいたというものでございます。

○2番（伴 高志君） 細かい部分になりますけれども、この第4条で、この条例で定める指定居宅介護支援事業者の・・・、これは法人とすると書かれていますけれども、この法人とはどういう・・・、具体的には・・・、もし差支えなければ、どんなところで、何か所あるかなどお願いします。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 第4条で指定居宅介護支援事業者の指定ということでありますけれども、要は、申請できるものは、ここでは法人ということで、法人と言われましても、公益法人的な・・・、社会福祉法人とかというふうになると思います。

現在は、町の指定居宅介護支援事業者といたしましては、事業者は西伊豆町も含めてですけれども、町内に4つ、西伊豆町に6つの事業者。

町内でいきますと、松崎居宅介護支援事業所デイサービスセンター松崎ですか、あとエイジレス・ケア・スタッフとか、ほかに町内では2つあるものでございまして、名前を聞けば、皆さんもだいたいこういう業者かというのでイメージが湧くのかなと思います。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（渡辺文彦君） そもそもこれは県から市町に移譲するということは何を意味しているのか、ちょっとその辺を確認したいんですけれども・・・。

それと、6条の基準該当居宅支援事業にもこの法律を適用するということなんだけれども、ここに当たる業者というのは、町内にはどれだけあるのか、その辺を教えていただきたいと思っています。

○健康福祉課長（新田徳彦君） ただいま2点ほどご質問があったかと思います。何を移譲するのかということでございますが、2月に議会全員協議会を開いた時にもこの同様な案件についてご説明をさせていただきました。

その中で、イメージ図ということで簡単な図があったかと思いますけれども、その中に要は新たに・・・、いま、現状の事業者は県の方で既に指定しているものですので、町の条例が4月からスタートしてもそれはそのまま継続されるということになります。

今回新たに居宅介護支援事業者ができるという場合には、町が指定をする必要があります。そういった指定業務ですとか、取り消しですとか、または、やはり介護給付費の不正がないかどうかというのを2年ないし3年に1回程度監査というか、そういった指導、監査、そういったことを行うような形になるかと思います。

それから、2点目のご質問として、第6条の基準該当居宅介護支援に関する基準というのは、これは、正直なところ、いまこの辺ではそういう該当事業はないです。一定の基準を国の省令に満たさなくても、ある程度のサービスができるものについては特例で町が指定することができますよという例外的な指定になってきますので、ただ、現状においては、そういう事業者はいまないということです。

ただ、もし今後将来的にこういう、この第6条に該当する事業者が出てきた場合に、速やかに対応できるような形にということで、今回第6条として入れさせていただいたものでございます。

○議長（土屋清武君） ほかにありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 今の話ですと、県から移譲されることによって市町の事務負担的なものがうんと増えてきているんだと思うんだけど、現状は。

それに対して、県なり国は、その助成みたいな経費的な助成はされていますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） この権限移譲につきましては、町の財政負担うんぬんというのはございません。ただ、今回、権限移譲をすることによって、やはり今度4月以降は、介護保険の事業所の方に指導、監督に行ったりとかしなければなりません。

全くいきなり4月から制度改正されたからといって、いきなり行けといってもなかなか我われ事務の人間が行っても大変なものですから、これにつきましては、賀茂郡内の圏域で1市5町で指導、監督の共同化ということでやろうと、その中には一応県の職員も入って、一緒に指導、監督に行ってもらったり、あとは、研修を開くとか、それで指導、監督に行ったあとにまた反省会をやったり、そういうのを1市5町で共同してやりましょうということで、それもスタートすることになります。

当町においては、やはり1市5町あるものですから、松崎の職員が、例えば東伊豆町さんに行きますと、行くだけで時間的なロスになりますので、東伊豆町さんと河津町さんで東の方のブロック、下田市さんと南伊豆町さんで南のブロック、当町につきましては、西伊豆町さんと西のブロックということで、お互いに職員を出して、それに県の職員が加わったり加わらなかったりですけども、一緒に入ってもらって、業者の方への指導、監督とか、そういうのをやっていくということでございますので、特にそういった財政負担的なものというのはいらないようなことでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第1号 松崎町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する
条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。
